

平成19年度環境物品等の調達実績の概要

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめましたので公表します。

1. 平成19年度の経緯

平成19年度については、平成19年4月26日に環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、物品及び役務の調達は別表「平成19年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」及び「平成19年度紙製品に係る調達実績取りまとめ表（2・3月）」、公共工事は別表「平成19年度特定調達品目（公共工事）調達実績概要」のとおりである。

目標達成状況等

物品及び役務については、調達方針において調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目について、全て100%を調達目標としていたところであるが、目標を達成できなかった品目が5品目あった。

公共工事については、使用される資機材等が多種多様なことから目標値を設定していないが、全ての品目について、判断の基準を満たす適用品を100%調達することができた。

調達目標を達成できなかった理由等

物品及び役務で調達目標を達成できなかった主な理由としては、コピー用紙は品薄で判断基準を満たす製品を調達できなかったため、清掃はビルテナントのため指定業者以外の清掃業者と契約できなかったため、などが挙げられる。

判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

平成19年度において、判断基準より高い基準を満足する製品の調達は1品目あった(エアコンディショナー)。

(2) 特定調達物品以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品以外の環境物品等については、調達方針において判断基準や目標値は設定していないが、物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品、またはこれと同等のものを調達するように努め、また、OA機器及び電化製品においては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択するように努めた。

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

昨年に引き続き、物品等を納入する事業者、役務の提供者、公共工事の請負事業者などに対して、事業者自身がグリーン購入法を推進するように働きかけた。また、納入の際はできるだけ簡易包装を心がけるように依頼している。

(4) 当該年度調達実績に関する評価

物品及び役務については、平成18年度と比較して、目標を達成できなかった品目が8品目から5品目に減少した。また、判断の基準より高い水準を満足する物品等の調達が1品目あった。

公共工事については、平成19年度は平成18年度同様、全ての品目について適用品で調達することができた。

よって、調達方針に定める目標は概ね達成できていると認められる。今後もより一層のグリーン調達に努めることとする。

本件に対する窓口

物品関係 事務局財務課 TEL 03-5425-2042 (ダイヤル)

公共工事 事務局施設企画室 TEL 03-5425-2044 (ダイヤル)